

税務トータルシステム端末機の使用に関する覚書

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、自動車税等申告納付受付等業務（以下「本件業務」という。）の実施に伴う税務トータルシステム端末機（以下「端末機」）の使用について次のとおり覚書を締結した。

（端末機）

第1条 甲は、乙に対して本件業務の実施に必要な使用に限定し端末機を使用させることができる。
なお、使用料は無償とする。

（端末機の使用可能業務）

第2条 乙が端末機を使用できる業務は、次のとおりとする。

各税照会業務のうち、

- 自動車税登録照会業務
- 自動車税収入未納照会業務
- 継続検査用証明書発行業務
- 納付書・郵便振替払込書発行業務

（静脈登録）

第3条 乙は、端末機を使用する場合は、静脈の登録が必要になるため、これに応じること。静脈の登録は西部県税事務所（広島市東区光町二丁目 1-14）及び東部県税事務所（福山市三吉町一丁目 1-1）において実施することとし、登録場所までの旅費は受託者の負担とする。
なお、端末を使用する業務従事者等に変更が生じる場合も、同様とする。

（端末機の使用に係る遵守事項）

第4条 乙は、端末機を使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 第2条の業務以外には、一切使用しないこと。
- （2） 甲の承認を受けた業務以外の操作を行わないこと。
- （3） 端末機の操作によって知り得た情報については、本件業務の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- （4） 乙は、本件業務の従事者に対し、本件覚書に定める事項及び端末機の操作によって知り得た個人情報の保護についての教育を徹底しなければならない。

（損害賠償）

第5条 乙は、自己の故意又は過失により端末機を損傷させた場合は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 本件覚書に定めのない事項又は解釈上の疑義については、甲、乙双方が、信義誠実の原則に則り協議を行うものとする。

以上のとおり覚書の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙